

令和3年度第1回（第33回）東京都北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和3年6月10日（木）

午後6時30分～午後8時00分終了予定

会場：オンライン会議

○開 会

○議 題

1 審議事項

北区子どもの未来応援プラン修正版（案）について 【資料1】

2 子ども・子育て施策に係る報告事項

(1) 保育所待機児童数について 【資料2】

(2) 学童クラブの新設等について 【資料3】

(3) 児童館の子どもセンターへの移行及び放課後子ども総合プランの
一体的運営について 【資料4】

(4) 児童発達支援センターについて 【資料5】

3 第5期子ども・子育て会議について

○閉 会

【配布資料】 委員名簿、事務局名簿

資料1	北区子どもの未来応援プラン修正版（案）について
資料1別紙	北区子どもの未来応援プラン～東京都北区子どもの貧困に関する計画～ 修正版（案）
資料2	保育所待機児童数について
資料2別紙	保育所待機児童数について（補足資料）
資料3	学童クラブの新設等について
資料4	児童館の子どもセンターへの移行及び放課後子ども総合プランの一体的 運営について
資料4参考 資料①	令和3年度北区放課後子ども総合プラン わくわく☆ひろば
資料4参考 資料②	放課後子ども総合プラン 他区における一体的運営の事例
資料5	児童発達支援センターについてのパンフレット4種類

第4期 北区子ども・子育て会議委員一覧（令和元年8月1日～令和3年7月31日）

令和3年6月10日現在

構成	氏名	所属	備考
学識経験者	イワサキ ミチコ 岩崎 美智子	東京家政大学教授	会長
	イシグロ マリコ 石黒 万里子	東京成徳大学教授	副会長
	イトウ ヒデキ 伊藤 秀樹	東京学芸大学准教授	
	オダガワ ハナコ 小田川 華子	東京都立大学非常勤講師	
区内団体推薦	アカツマ スミエ 我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	
	カワムネ ホマレ 川染 誉	北区立中学校PTA連合会	
		北区私立保育園理事長園長会	欠員
	シカダ マサヒロ 鹿田 昌宏	北区医師会	
	スズキ マサオ 鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	
	タナカ ヨシマサ 田中 義正	北区民生委員児童委員協議会	
	タナベ シゲル 田邊 茂	北区私立幼稚園協会	
	ハヤシ ケンタロウ 林 賢太郎	連合東京北地域協議会	
	モリグチ サトシ 森口 智志	北区立小学校PTA連合会	
区職員・ 関係行政機関	オクムラ ヒロシ 奥村 宏	北区立中学校長会	
	サカウチ ヤエコ 坂内 八重子	北区立児童館長会	
	ソノノ 園尾 まゆみ	東京都北児童相談所	
	テンダ マナブ 傳田 学	北区立小学校長会	
	テンダ マナブ 傳田 学	北区立幼稚園・こども園長会	兼務
	ニシザワ ユカ 西澤 由香	北区立保育園長会	
区民	コバヤシ コウイチロウ 小林 宏一郎	公募委員	
	シンボ トモエ 新保 友恵	公募委員	
	ホリノウチ ノリコ 堀ノ内 紀子	公募委員	

※五十音順、敬称略

人数 20名

第33回（令和3年6月10日開催）北区子ども・子育て会議事務局

役 職	氏名	備考
子ども未来部長	ハヤカワ マサコ 早川 雅子	
教育振興部長	オノムラ ヒロユキ 小野村 弘幸	
教育政策課長	マツムラ セイジ 松村 誠司	
教育指導課長	クロヤナギ ノブユキ 畔柳 信之	
子ども未来課長	スズキ マサヒコ 鈴木 正彦	子ども未来部参事
子ども環境応援担当課長	スズキ マサヒコ 鈴木 正彦	兼務
子どもわくわく課長	キグレ タカシ 木暮 貴志	
保育課長	ツチヤ シュウジ 土屋 修二	
子ども家庭支援センター所長	サイ フミコ 酒井 史子	

敬称略

8名

事務局庶務：子ども未来課次世代育成係

北区子どもの未来応援プランの修正版（案）について

1 要 旨

平成29年3月に策定された北区子どもの未来応援プランについては、令和3年度で5年目を迎えるところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症による経済状況の変化等を踏まえるとともに、改定予定の北区基本構想及び北区基本計画との整合性を図る観点から、本プランを修正することにより、計画期間を2年間延長する。

2 修正内容

(1) 計画期間

- ・現計画 平成29年度から令和3年度まで
- ・修正版 (計画期間延長) 令和5年度まで

(2) 修正項目 資料1別紙「北区子どもの未来応援プラン修正版（案）」のとおり

3 現 況（経過等）

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 令和2年 8月 5日 | 第30回子ども・子育て会議に修正版作成の提案 |
| 12月16日 | 第31回子ども・子育て会議（書面開催）にて修正版の内容を審議 |
| 令和3年 3月25日 | 第32回子ども・子育て会議に修正版（素案）を提示、意見聴取 |

4 今後の予定

- | | |
|------------|-------------|
| 令和3年 6月17日 | 文教子ども委員会に報告 |
| 25日 | 教育委員会に付議 |

北区子どもの未来応援プラン ～東京都北区子どもの貧困に関する計画～ 修正版（案）

1 修正の目的

北区では、子どもの貧困対策を総合的、計画的に推進するため、「北区子どもの未来応援プラン」（以下「本計画」という。）を平成29年3月に策定し、様々な施策を展開してきました。

この間、貧困の状況にある子どもとその家庭を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一層厳しいものになっています。そうした中、北区では、コロナ禍における追加の貧困対策として、子育て世帯へ各種臨時給付金を支給するとともに、安全対策に最大限配慮しながら、学校教育活動を継続し、保育園及び学童クラブなどの保育機能確保に努めてきました。

今回の修正では、二十数年振りとなる「北区基本構想」の改定を見据えて、既存事業の拡充等の限定的な見直しを行い、計画期間を令和5年度まで延長することで、関連する北区基本計画、北区子ども・子育て支援計画などの改定作業に円滑な接続を図ることを目的としています。

本計画を修正し、各施策をより一層推進することで、今後も貧困対策を止めることなく確実に実施していきます。

2 修正の内容

- 修正版の見かた
 - ・北区子どもの未来応援プランの資料編1. 主な取組事業一覧（P72～）に追加・修正する内容を掲載しています。
 - ・各No.の左横に記載の記号は、次のとおりです。
 - 【新規】：本計画策定以降に新規で始めた事業・・・9事業
 - 【拡充】：本計画策定以降に内容が拡充している事業・・・18事業
 - 【追加】：本計画策定時に記載しておらず、今回追加で記載する事業・・・3事業
 - ・事業名欄には、【新規】または【拡充】の開始時期を記載しています。

施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

1. 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
	保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。	
【拡充】	3-1 幼児教育・保育の無償化に伴う保護者負担の軽減 令和元年10月	国の幼児教育・保育無償化に伴い、住民税非課税世帯の0～2歳の児童及び全ての3～5歳児の幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料を無償化（私立幼稚園、認可外保育園は上限あり）しました。	学校支援課 子ども環境応援担当課 保育課
【拡充】	3-2 私立幼稚園等の保護者の経済的負担の軽減 令和3年度	国の幼児教育・保育無償化に伴い、従来型の私立幼稚園の保育料に関して、世帯収入やきょうだい人数に応じて上乗せ補助を支給しています。令和3年度から、上乗せ補助上限金額を月額最大4万円に増額します。また、全園児を対象として、その他の納付金も補助の対象とします。	子ども環境応援担当課
【拡充】	3-3 私立幼稚園等入園祝金交付事業 令和2年度	私立幼稚園または区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせる保護者に対し、初年度に祝金を交付します。令和2年度入園者から、祝金の上限を4万円から8万円に増額しています。	子ども環境応援担当課

【新規】	4	ベビーシッター利用支援事業 令和元年10月	東京都が実施するベビーシッター利用支援事業を活用し、待機児童の保護者及び育児休業取得後に復帰する保護者に対し、保育所等へ入所するまでの間、ベビーシッター利用料の負担を軽減します。 助成を利用した場合の利用料 1 時間 150 円	保育課
【追加】	5	病児・病後児保育の拡充	病中または病気の回復期にあつて、集団保育が困難な児童を対象に、医療機関や保育所等で保育を行います。東京北医療センターで病児・病後児保育、キッズタウン東十条保育園で病後児保育を実施していましたが、令和3年度から新たに、にじいる保育園志茂内と都立駒込病院内の2か所で病児・病後児保育を開始します。	保育課

2. 発達に課題のある乳幼児への支援

No.	事業名	追加・修正内容	所管課	
【拡充】	1	児童発達支援センター 令和3年度	子ども発達支援センターさくらんぼ園を発達相談室と統合し、地域の中核的な療養支援施設である児童発達支援センターに移行し、保育所等訪問支援等、事業の拡充を図るとともに、給食提供をおこないます。	子ども家庭支援センター
【新規】	5	児童発達支援給食費補助事業 令和3年度	3～5歳の就学前障害児が児童発達支援サービスを利用する際に提供される給食について、保護者が負担した経費の一部を負担します。	障害福祉課

施策2 学校教育における学び、成長の支援

1. 家庭環境や経済状況に左右されない学力保障の推進

No.	事業名	追加・修正内容	所管課	
【新規】	5	北区のGIGAスクール構想 令和3年度	北区立小・中学校の児童・生徒全員に一人1台の学習用端末を配布し、全ての児童・生徒の学びの保障や、学校と家庭の連携による基礎学力の向上をめざします。学校が再び臨時休業等になった場合にも学びを着実に進めることができるよう家庭学習環境の構築を図り、不登校の児童生徒の学習保障にもつなげます。	教育政策課 学校支援課 教育指導課

5. 学びをささえる就学支援の推進

No.	事業名	追加・修正内容	所管課	
【拡充】	2	就学援助 平成30年度	新入学学用品等購入費について、入学前の3月に前倒しで支給可能とするとともに、平成30年度から支給額を段階的に増額しています。（令和3年度 小学校 64,300円、中学校 81,000円）	学校支援課
【拡充】	9	自立支援プログラム(次世代育成支援プログラム) 平成29年7月	生活保護受給世帯で中学生の子どもがいる世帯に塾費用を助成し、高校生の子どもの持つ世帯に塾費用及び大学等受験料を助成することで、保護者と子どもの進学意識を高め、子どもの社会的自立を促します。	生活福祉課
【新規】	11	学校給食費保護者負担軽減事業 令和2年10月	区内に住所を有し、区立小・中学校に通う第2子以降の子どもの持つ保護者に対し、令和2年10月分の給食費から、第2子は半額、第3子以降は全額を補助します。	学校支援課

施策3 子どもの居場所づくりの推進

1. 困難を抱える家庭の子どもの状況に寄り添った学習支援

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
1	生活困窮世帯、ひとり親等の子どもを対象とした学習支援事業の充実	経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のための子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。	
	生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業 平成30年度	「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。 平成28年12月に生活保護世帯の小中学生を対象に1教室で開始し、その後就学援助世帯や児童育成手当受給世帯を対象に加えるとともに、対象を小学生とし、教室数も段階的に増やすことで、令和元年度には7教室、定員105名まで拡大しています。	生活福祉課
	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業（みらいきた） 平成30年度	経済的な理由やひとり親世帯等、家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもに対し、学習意欲や学力の向上のために、子どもの状況に寄り添った学習の場を提供します。 平成29年10月にひとり親世帯等中学生（1,2年生）を対象として2教室で開始し、その後就学援助世帯や児童育成手当受給世帯を対象に加えるとともに中学3年生まで対象を拡大しました。また、教室数も段階的に増やすことで、令和3年度からは7会場8教室、定員220名まで拡大して実施します。	子ども未来課

3. 子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体等への支援

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
1	NPO やボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討	地域やNPO、ボランティア団体等が主体的に取り組む子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくりの活動助成など支援のあり方を検討し、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。	
	子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 令和3年度	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。 コロナ禍における子どもの食の確保を支援するため、令和3年度からは配食や宅食による支援も補助の対象とするとともに、年間補助額を24万円から大幅に増額して実施します（実施内容に上限額を連動させ、最大50万円）。	子ども未来課

施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

2. 若者の就労支援事業への参加につながる取組みの推進

(1) 就労支援事業への誘導強化

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
5	北区子ども・若者応援ネットワーク 令和元年度	北区で子ども・若者を応援するための市民活動団体のネットワークとその活動を支援する北区社会福祉協議会との連携を支援します。ネットワーク会議の開催や社会資源情報の収集、合同研修等を通して、地域課題を共有するとともに、子ども・若者が育つ力を支える取組を支援します。	北区社会福祉協議会

施策5 孤立しないしくみづくり

1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

(切れ目のない支援)

	No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】	2	出産・子育て応援事業 (はびママ・きたく) 令和3年度	すべての妊婦を対象に「はびママたまご面接」を、生後6か月までの子どもの保護者を対象に「はびママひよこ面接」を実施しています。 令和3年度から、コロナ禍における感染拡大を防止しつつ、保護者の育児不安の解消を図るため、ビデオ通話アプリを活用したオンラインによる「はびママたまご・ひよこ面接」を本格実施します。	健康推進課 子ども家庭支援センター
【拡充】	9	みんなでお祝い輝きパーティー事業 令和3年度	北区在住の子育て家庭に対して、地域の民生委員・児童委員が直接招待状を手渡し、児童館等で実施するお祝い会・交流会(毎月実施)に招くことで、子ども同士・親同士の交流づくりのきっかけをつくるとともに、地域での子育てを支援します。 令和3年度からは対象者に対して子育てに関するアンケートを実施し、回答した家庭へ記念品(カタログギフト)を贈呈します。	子ども未来課
【拡充】	15	利用者支援事業(子育てナビ) 平成30年度	子ども家庭支援センターで実施していた利用者支援事業(子育てナビ)に、平成30年4月から区内3か所の健康支援センターで開始した子育て世代包括支援センター事業を加え、計4か所で実施しています。	健康推進課 子ども家庭支援センター
【追加】	16	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、2～12歳(小学校6年生)までの児童を一時的に養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
【追加】	17	産後ケア事業	出産後の母子が助産師のいる専門的な施設を宿泊または日帰りで利用し、心身のケアや育児のサポートを受けることにより、産後も安心して子育てができるように支援します。 令和3年度から日帰りの産後デイケア事業について、利用期間を産後4か月から産後6か月に拡大するとともに、実施施設を2施設から4施設(予定)に増やして実施します。	健康推進課
【新規】	18	乳幼児ショートステイ事業 令和2年度	0～2歳未満の乳幼児を対象とした、乳幼児ショートステイ事業を開始し、保護者が病気、出産や出張等の理由により一時的に養育することが困難になった場合に、乳児院で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
【新規】	19	多胎児家庭支援事業 令和3年度	多胎児家庭が抱える身体的・精神的負担の軽減を図るため、3歳未満の多胎児がいる家庭に対し、ベビーシッターや産後ドゥーラ(専門支援員)による育児支援・家事支援を新たに開始し、安心して子育てをする環境を整備します。	子ども家庭支援センター
【新規】	20	ベビーシッターによる一時預かり利用補助 令和3年度	ベビーシッターを活用した多様な保育を提供することにより、在宅で子育てする保護者を支援します。 実施においては、保護者の病気や自己実現、学校行事への参加など、幅広い理由を対象とすることで、在宅での子育ての負担軽減を図るとともに、経験豊富なベビーシッターとの共同保育を提供することで、子育ての不安の解消を図ります。	保育課

(養育困難家庭への支援)

	No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】	2	安心ママパパヘルパー事業 令和2年度	平成30年度から、対象を生後4か月までから6か月までに拡大し、令和2年度からは父親等も利用対象に加え実施しています。	子ども家庭支援センター

2. 学校を窓口とした相談支援体制の強化

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】 2	スクールソーシャルワーカーの活用 令和元年度	3名体制から、令和元年度以降に順次増員し、令和2年度は5名体制で実施しています。	教育総合相談センター

3. 支援につながるしくみづくり

(2) 相談しやすい環境の整備（相談支援体制のワンストップ機能の強化）

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】 1	児童扶養手当等申請窓口への相談コーナーの設置	特に困難を抱えるひとり親家庭の保護者等が気軽に相談できる環境を整え、必要な支援に確実につなぐワンストップ機能の強化を図るため、平成29年度中に児童扶養手当等申請窓口へ相談コーナーを設置しました。	子ども未来課
	1-1 ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室) 平成30年度	ひとり親家庭の保護者等へ生活一般の悩み事に対する助言や、関係機関、各種支援策の情報提供等の相談支援を行います。また、カウンセラーの資格等を有する者を常時配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を配置するなど、より専門的な相談にも対応する体制を推進します。 平成30年度以降、土日の出張相談や窓口相談後のメール相談など、順次相談方法を拡充するとともに、令和2年10月にはオンラインでの相談を開始しています。	

施策6 保護者への就労、生活支援

1. 保護者の就労支援の推進

(ひとり親家庭の保護者への就労支援)

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】 3	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 令和元年度	対象講座に「特定一般教育訓練講座」、「専門実践教育訓練講座」を追加して実施しています。	生活福祉課
【拡充】 4	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業 平成30年度	平成30年度から、准看護師の養成機関を修了した者が、引き続き看護師の養成機関で修業する場合に、支給期間を延長します。平成30年8月から支給額の算定に「みなし寡婦」を適用。平成31年度から支給期間の最大月数を48か月に増加。修業の最後の12か月は給付金の支給額を月額4万円増額。	生活福祉課

3. 暮らしを支える給付、貸付制度

(給付制度)

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】 2	児童扶養手当の支給 令和元年11月	児童扶養手当の支給回数を、4か月分ずつ年3回の支給から、2か月分ずつ年6回の支給に見直しました。	子ども未来課

(住宅の支援)

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
4	北区居住支援協議会 平成31年3月	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等住宅の確保に配慮を要する者）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や、その他の必要な支援について協議を行います。	住宅課

施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

※施策7は修正点なし

3 計画期間

本計画の修正により、計画期間は令和5年度までとします。

北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）
修正版

発行年月：令和3年（2021年）●月

発行：東京都北区教育委員会事務局

子ども未来部子ども未来課

〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10

電話：03（3908）9097

刊行物登録番号

3-●-●●●

保育所待機児童数について

1 要 旨

令和3年4月1日現在の待機児童数が、確定したので報告する。

2 待機児童の状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和 3年4月	4	13	1	0	0	0	18
令和 2年4月	13	41	20	5	0	0	79
平成31年4月	16	67	27	9	0	0	119
平成30年4月	3	29	2	8	0	0	42
平成29年4月	31	35	5	11	0	0	82
平成28年4月	49	112	61	10	0	0	232

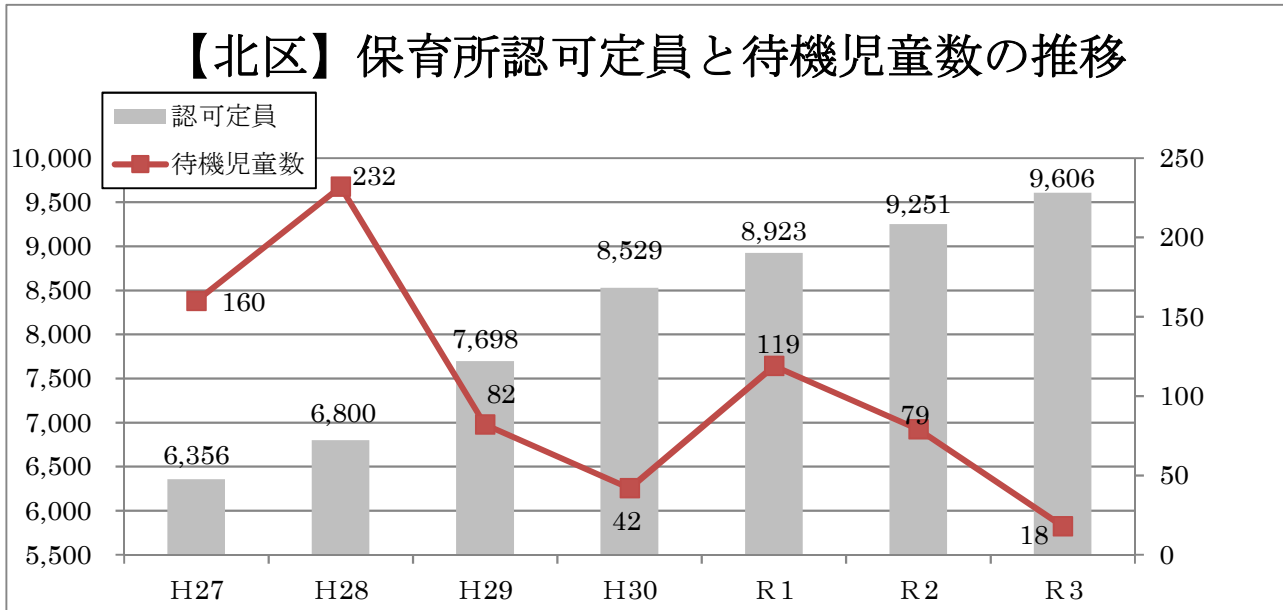
※平成29年4月以前の数値については、従前のカウント方式による。

令和3年4月1日時点における7地区別の内訳

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
浮間地区	0	2	0	0	0	0	2
赤羽西地区	0	0	0	0	0	0	0
赤羽東地区	1	2	1	0	0	0	4
王子西地区	0	0	0	0	0	0	0
王子東地区	0	0	0	0	0	0	0
滝野川西地区	3	9	0	0	0	0	12
滝野川東地区	0	0	0	0	0	0	0
計	4	13	1	0	0	0	18

保育所待機児童数について(補足資料)

1 保育所認可定員と待機児童数の推移(各年4月1日現在)



※待機児童数の数値は、平成29年度までは従前のカウント方式、30年度以降は新カウント方式による値としている。

2 待機児童の状況(令和2年度・令和3年度比較表)

地区	令和2年4月						令和3年4月					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
浮間			6	2		8		2				2
赤羽西						0						0
赤羽東	5	8	1			14	1	2	1			4
王子西			1			1						0
王子東	3	1	12	3		19						0
滝野川西	5	20				25	3	9				12
滝野川東	0	12				12						0
計	13	41	20	5	0	79	4	13	1	0	0	18

3 今後の予定

(1) 令和3年4月2日以降取り組み

私立認可保育所2園の新設【145名】

①まなびの森保育園上中里(令和3年5月開設)

②(仮称)太陽の子上中里保育園(令和4年4月開設予定)

(2) 令和4年4月以降に向けた取り組み

待機児童の解消が一定程度見込まれるため、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募を行わないが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、保育施設の配置や定員管理について今後の対応方針を検討する

学童クラブの新設等について

1 要 旨

- (1) 令和3年9月より新校に移転後の王子第一小学校内に放課後子ども総合プランを導入することに伴い、校外の育成室・学童クラブを廃止し、同校内に学童クラブを新設する。
- (2) 東十条小学校の児童数増加に対応し、学校内の学童クラブ室を普通教室へ転用するため、校外へ学童クラブを移転する。

2 現 況

◎学童クラブの利用状況（令和3年4月1日現在）

(1) 王子第一小児童

豊島育成室：44名
第一さくらクラブ：50名
第二さくらクラブ：50名

(2) 東十条小児童

東十条こどもクラブ第一：40名
東十条こどもクラブ第二：39名
東十条こどもクラブ第三：34名

3 概 要

- (1) 王子第一小学校の放課後子ども総合プラン導入に伴う新設・廃止
新設：王一小クラブ第一、王一小クラブ第二、王一小クラブ第三
廃止：豊島育成室、第一さくらクラブ、第二さくらクラブ
- (2) 東十条小学校の普通教室転用に伴う移転
東十条こどもクラブ第三
※現第一さくらクラブ（王子五丁目2番3-102号）へ移転

4 今後の予定

令和3年6月	学童クラブの運営に関する条例改正
8月末	豊島育成室、第一さくらクラブ、第二さくらクラブを廃止
9月	王子第一小学校内に学童クラブを新設
11月	東十条こどもクラブ第三を移転

児童館の子どもセンターへの移行及び放課後子ども総合プランの一体的運営について

1 要 旨

放課後子ども総合プランについては、令和3年9月に王子第一小学校へ導入されることで、小学校全校への導入が完了する。これに伴い、小学生の居場所が学校内に整備されたことから、順次すべての児童館を子どもセンターに移行する予定である。

また、学童クラブにおいては、年少人口及び共働き世帯の増加による利用ニーズの増加に伴う待機児童の発生や、35人学級の実施による普通教室不足により、学校内での運営が困難となるような深刻な状況も予想される。これらの課題に対応するため、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営をさらに推進し、学童クラブの待機児童が発生しないようにするとともに、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保する。

2 経過概要及び現況

(1) 子どもセンターへの移行

平成25年3月 児童館のあり方に関する基本方針を策定

平成26年8月 「子どもセンター事業計画」「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」を策定

※平成31年4月現在

25館⇒20館（児童館14／子どもセンター6）

令和元年～ 年少人口の増加が見込まれていることから、当面は児童館の閉館統合を見送ることとした。

(2) 放課後子ども総合プランの推進

令和3年9月の王一小をもって、小学校全校に放課後子ども総合プランの導入が完了する。

3 課 題

(1) 子どもセンターが子育て拠点としての役割を果たすためには、地域、学校等と連携した事業のさらなる充実が求められている。

- (2) 年少人口の増加や共働き世帯の増加による学童クラブ利用ニーズの増加に伴う待機児童の発生や35人学級の実施による普通教室不足により、学校内での運営が困難となるような深刻な状況も予想される。放課後子ども総合プランを継続するため、ハード、ソフトの両面から、新たな制度を検討する必要がある。

4 今後の見通し

(1) 子どもセンターへの移行

令和5年度に全館子どもセンターへの移行をめざすとともに、移行にあたっては、子どもセンターの子育て支援機能の充実を図る。

(2) 放課後子ども総合プランの一体的運営

学童クラブの待機児童が発生しないようにするため、放課後の児童の活動が、より充実する新たな制度を検討して、放課後子ども総合プランの主旨を踏まえ、小学校内における学童クラブと放課後子ども教室のさらなる一体的運営を推進する。



名称	所在地	電話番号	運営方式
1 わくわく王子ひろば	王子2-7-1(王子小学校内)	03-3911-1910	委託
2 わくわく王一ひろば※	改築後の王子第一小学校内	未定	—
3 わくわく王二ひろば	王子本町2-2-5(王子第二小学校内)	03-3905-6630	委託
4 わくわく王三ひろば	上十条5-2-3(王子第三小学校内)	03-3908-6803	委託
5 わくわく王五ひろば	上十条2-18-17(王子第五小学校内)	03-3905-4880	直営
6 わくわく荒川ひろば	中十条3-1-6(荒川小学校内)	03-3909-8836	委託
7 わくわく豊川ひろば	豊島3-10-23(豊川小学校内)	03-5390-0151	委託
8 わくわく堀船ひろば	堀船2-11-9(堀船小学校内)	03-3912-2876	委託
9 わくわく柳田ひろば	豊島2-11-20(柳田小学校内)	03-3911-6022	委託
10 わくわく東十条ひろば	東十条3-14-23(東十条小学校内)	03-3927-5701	直営
11 わくわく十条台ひろば	中十条1-5-6(十条台小学校内)	03-3905-8562	委託
12 わくわくとしま若葉ひろば	豊島5-3-30(としま若葉小学校内)	03-3912-9020	委託
13 わくわく赤羽ひろば	赤羽1-24-6(赤羽小学校内)	03-3901-7922	委託
14 わくわく岩淵ひろば	岩淵町6-6(岩淵小学校内)	03-3901-2611	委託
15 わくわくなでしこひろば	志茂1-34-17(なでしこ小学校内)	03-3901-3626	直営
16 わくわく四岩ひろば	赤羽3-24-23(第四岩淵小学校内)	03-3903-2020	委託
17 わくわく梅木ひろば	西が丘2-21-15(梅木小学校内)	03-3908-7770	委託
18 わくわく神谷ひろば	神谷2-30-5(神谷小学校内)	03-3903-0400	直営
19 わくわく稲田ひろば	赤羽南2-23-24(稲田小学校内)	03-3901-1090	委託
20 わくわく桐ヶ丘郷ひろば	桐ヶ丘1-10-23(桐ヶ丘郷小学校内)	03-3906-9274	委託
21 わくわく袋ひろば	赤羽北2-15-3(袋小学校内)	03-3907-6277	委託
22 わくわく八幡ひろば	赤羽台3-18-5(八幡小学校内)	03-3907-0361	委託
23 わくわく浮間ひろば	浮間3-4-27(浮間小学校内)	03-3967-5811	直営
24 わくわく西浮間ひろば	浮間2-7-1(西浮間小学校内)	03-3960-3580	委託
25 わくわく赤西ひろば	赤羽台2-1-34(赤羽台西小学校内)	03-3900-5620	委託
26 わくわく西が丘ひろば	十条仲原4-5-17(西が丘小学校内)	03-3905-3023	直営
27 わくわく滝野川ひろば	西ヶ原1-18-10(滝野川小学校内)	03-3910-4121	直営
28 わくわく滝二ひろば	滝野川6-19-4(滝野川第二小学校内)	03-3918-3770	委託
29 わくわく滝三ひろば	滝野川1-12-27(滝野川第三小学校内)	03-3918-9901	委託
30 わくわく滝四ひろば	東田端2-5-23(滝野川第四小学校内)	03-3809-0152	委託
31 わくわく滝五ひろば	昭和町3-3-12(滝野川第五小学校内)	03-3894-7411	直営
32 わくわく西ヶ原ひろば	西ヶ原4-19-21(西ヶ原小学校内)	03-3918-3720	直営
33 わくわく谷端ひろば	滝野川7-12-17(谷端小学校内)	03-3918-0918	委託
34 わくわく田端ひろば	田端5-4-1(田端小学校内)	03-3827-0322	委託
35 わくわく滝野川もみじひろば	滝野川3-72-1(滝野川もみじ小学校内)	03-3915-5100	委託

※わくわく王一ひろばは令和3年秋頃から実施する予定です。

【問い合わせ先】

北区教育委員会事務局
子ども未来部 子どもわくわく課

〒114-8546 北区滝野川2-52-10 滝野川分庁舎1階1番窓口
Tel 03-3908-9361



わくわく☆ひろば

北区では、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所として『わくわく☆ひろば』事業を実施しています。

『わくわく☆ひろば』は、小学校の教室や校庭、体育館などを使い、放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業中に開催します。専任の指導員や地域の大人たちに見守られ、子どもたちが安心して伸び伸びと過ごせる活動場所や生活の場を提供するものです。学年を越えた交流を図りながら、宿題や復習などの学習活動、体験学習、校庭遊びやスポーツなどに参加できます。

(『わくわく☆ひろば』は、地域の方々や保護者の皆様と協働して子どもたちを地域社会の中で支えていく事業です。)

『わくわく☆ひろば』は、北区放課後子ども総合プランの愛称です。
登録には『放課後子ども教室(一般登録)』と『学童クラブ(学童クラブ登録)』があります。

＜放課後子ども教室(一般登録)とは＞

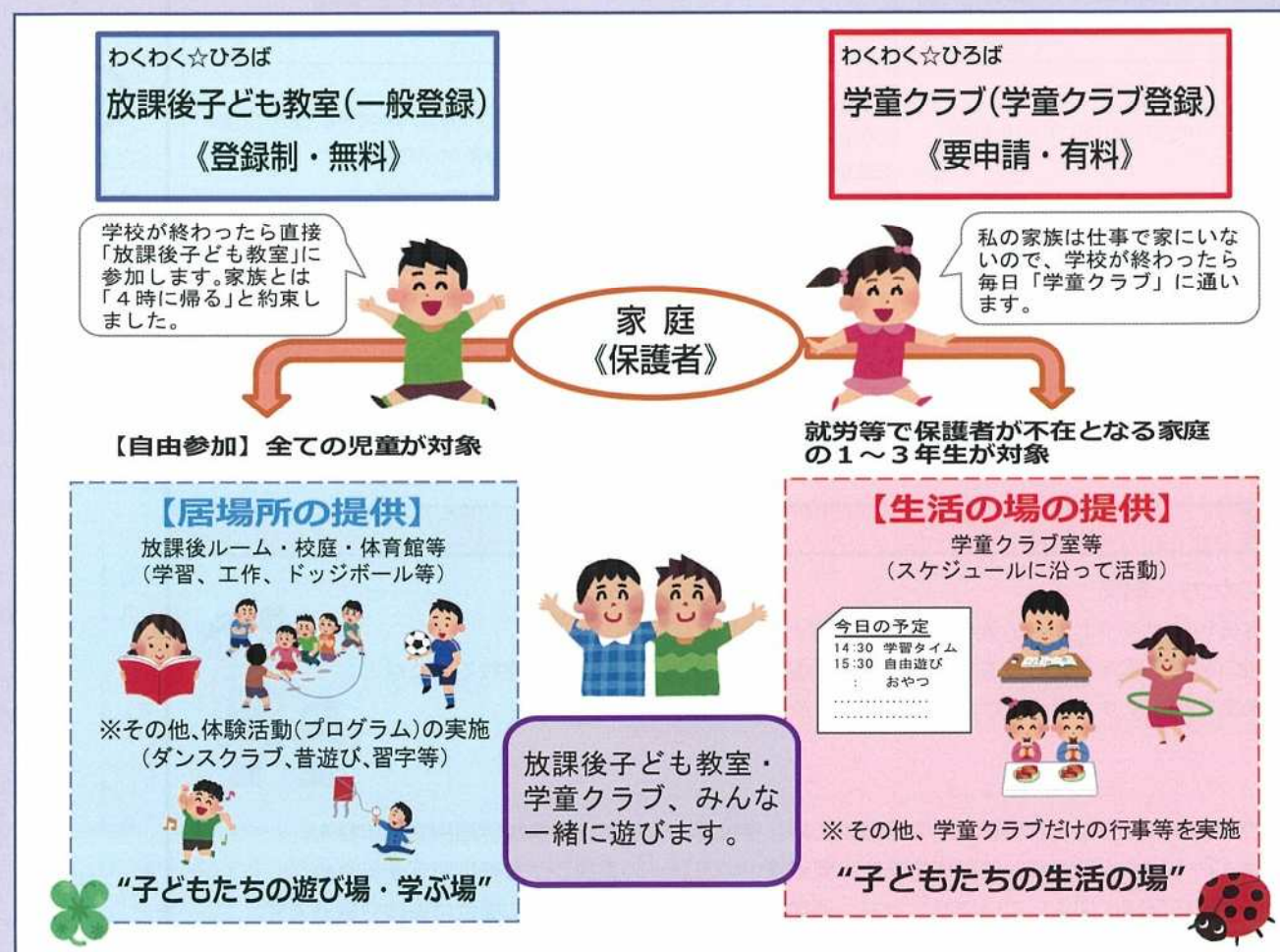
小学校1～6年生のすべての児童が対象です。
教室や校庭等を活動場所に、子どもたちの遊び場・学ぶ場を提供します。(自由参加・自由帰宅)
利用にあたっては登録が必要です。

＜学童クラブ(学童クラブ登録)とは＞

保護者が就労等により育成が必要な家庭の児童が対象です。
対象は小学校1～3年生の児童です。※4年生以上は学童クラブ特例として一般登録を利用します。
保護者の申請に基づき、区が利用者を決定します。

実施校については最終ページをご覧ください。

～わくわく☆ひろばのイメージ～



I 実施主体・運営

○実施主体
北区教育委員会事務局子ども未来部子どもわくわく課

○運営方法
北区では、地域の皆さんが直接運営を行う「直営方式」と、民間法人に業務を委託して運営を行う「委託方式」があります。いずれの場合も地域の方や保護者、学校で構成する「実行委員会」で運営方針や事業計画を決定します。
※学校管理下の教育活動ではなく学校組織とは独立して運営するものですが、学校の一部を活動場所とするため基本的には学校のルールに則って運営します。



II 事業内容

		放課後子ども教室（一般登録）		学童クラブ登録
		1～6年生	学童クラブ特例利用（4～6年生）	1～3年生
対象者		当該小学校に在籍する児童 私立小学校等の児童	保護者が就労等で留守になる家庭の4～6年生の児童	保護者が就労等で留守になる家庭の1～3年生の児童
実施日		日曜・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日		
実施時間	平日	授業終了後～17時 （11月～2月は16時30分まで）	授業終了後～17時30分	授業終了後～18時 延長18時～19時（要申請）
	学校休業日（月～金）	9時～12時 13時～17時 （11月～2月は16時30分まで）	9時～17時30分	8時15分～18時 延長18時～19時（要申請）
	土曜日	9時～12時 13時～17時 （11月～2月は16時30分まで） ※土曜授業日は13時から利用可能。	9時～17時30分 （別に土曜日育成の申請が必要）	【直営※1】 8時45分～17時30分（要申請） 【民間事業者・指定管理者運営※1】 8時15分～18時（要申請）
利用方法	申込が必要（申込日から利用可能）。	「学童クラブ特例利用」及び「一般登録」の申込が必要。利用申請書と勤務証明書等を提出（審査のうえ決定）。	学童クラブに申請。利用申請書と勤務証明書等を提出（審査のうえ決定）。	
登録期間	登録日から小学校在学中 ※2	利用承認日からその年度の末日（3月31日）		
保護者負担額	無 料	育成料 5,000円/月 おやつ代 1,500円/月 延長育成料 2,000円/月（利用者のみ）		

※1 学童クラブの運営方式です。各学童クラブの運営方式をご確認ください。
※2 1年生の利用開始はおおむね5月頃を予定しています。詳しくは各わくわく☆ひろばにお問い合わせください。

III 保険

○活動中のケガ・病気
児童指導員やスタッフによる応急手当をいたします。応急手当の範囲を超えるケガや病気の場合には保護者へ連絡し、医療機関へ連れていくなど必要な措置を講じます。受診時は北区の子ども医療証を使用します。

○保険
「わくわく☆ひろば」は、学校管理外の事業のため、学校で加入している保険は適用されません。北区では「わくわく☆ひろば」に参加中または帰宅途中の方が一事故やケガ等に対応するため、傷害・賠償責任保険に加入しています。なお、通学路をはずれて寄り道をした場合は保険対象外です。



IV. 一日の活動（イメージ）



ゴールボール(パラスポーツ)
(わくわくなでしこひろば)



室内自由遊び
(わくわく浮間ひろば)

Q&A

- Q1. 登録方法を教えてください。
- A1. 一般登録：登録申込書を持って、放課後子ども教室の受付で申し込みます。一度登録すると6年生まで利用できます。登録用紙は学校を通じて配布します。
学童クラブ登録：該当の学童クラブに直接申請し、利用承認を受けます。利用承認日からその年度の末日まで利用できます。翌年度の一斉受付は毎年12月頃です。（一斉受付以降も随時申請を受け付けます。）一般登録の申込みは不要です。
学童クラブ特例利用：一般登録の申込みが必要です。該当の放課後子ども教室・児童館に直接申請し、利用承認を受けます。利用承認日からその年度の末日まで利用できます。翌年度の一斉受付は毎年12月頃です。（一斉受付以降も随時申請を受け付けます。）
- Q2. 登録したら必ず参加しないといけないのですか？
- A2. 一般登録（学童クラブ特例利用を除く）：自由参加です。帰宅時間も自由です。
学童クラブ登録：欠席の連絡が必要など、学童クラブ独自のきまりがあります。
- Q3. おやつはありますか？
- A3. 一般登録：ありません。持ってくることもできません。学童クラブ特例利用も同様です。
学童クラブ登録：あります。
- Q4. 一般登録ですが、夏休み等で一日利用する場合、お弁当を持ってくることはできますか？
- A4. 原則、家庭で食事をしていただきます。ただし、一人きりの食事になる児童を対象に、事前登録制で昼食を食べる場所を提供します。お弁当は自己管理です。※お弁当登録実施校のみ
- Q5. わくわく☆ひろばのイベント情報を知りたいのですが。
- A5. 行事やスケジュールは、毎月発行する「わくわく☆ひろばだより」やホームページに掲載します。



校庭遊び
(わくわく袋ひろば)










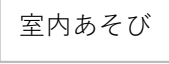
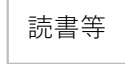
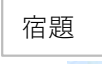
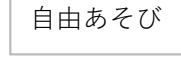





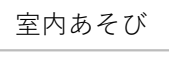
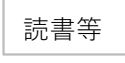
学習タイム
(わくわく岩淵ひろば)



放課後子ども総合プラン

他区における一体的運営の事例

資料4参考資料②
 子ども・子育て会議資料
 令和3年6月10日

		区 分	放課後から午後5時（午後4時半）まで	～夜7時まで
板橋区	完全一体型	さんさんタイム一般（全児童）	原則として一緒に活動        ※学童登録の子どもたちのみ「連絡帳」「おやつ」あり	 
		さんさんタイムオレンジ（就労要件等あり）		
新宿区	機能補完型	放課後子どもひろば（全児童）	原則として一緒に活動       	 
		ひろばプラス（就労要件等あり）		
		学童クラブ（就労要件等あり）	従来型に近い形で運営 連絡帳 ⇒ 宿題 ⇒ 自由遊び ⇒ おやつ ⇒ お帰り会	

三つ折り パンフレット①

児童は適切に養育されること、生活を保障し愛され、保護されること、心身の健やかな成長、発達、および自立がはかれること(児童福祉法一条より)がうたわれています。

児童発達支援センターでは、その子ども一人ひとりの成長、発達を理解し、得意なことや、苦手なこともその子どもの特性としてとらえ、保護者の方々と一緒にこれからのことを考えていけたらと思っています。

そして、お子さまの成長をともに喜びたいと思っています。

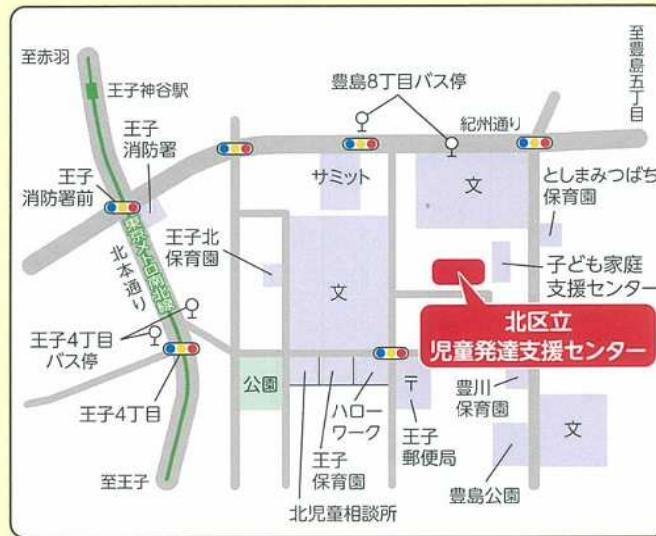
ささいなことでも、ぜひご相談ください。



北区立 児童発達支援センター

- 開館時間** 午前9時～午後5時
- 休館日** 土曜日・日曜日・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)
- 住所** 〒114-0002
東京都北区王子6-7-3

☎ 03-3913-8841 (代表)
FAX 03-3912-3016



交通アクセス

- 電車** 王子神谷駅下車(南北線) 徒歩10分
王子駅下車(JR/都電/南北線) 徒歩20分
- バス** 豊島8丁目下車(都営) 徒歩5分
王子4丁目下車(都営) 徒歩10分

北区立

児童発達支援センター

さまざまな障害のある子どもと家族の方へ、
身近な地域で適切な支援を提供します。



児童福祉法をうけて

- 相談から療育まで、一貫したサービスを提供します。
- 北区内で専門療育が受けられるよう、機能の強化・充実をはかります。
- 保育所等訪問支援を導入します。

相談

お子さん(18歳未満)の発達や障害に関する相談を受けます。
まずは電話で心配なことや相談したい内容についてお聞きします。
また相談内容に応じ、関係機関を紹介します。

電話相談 03-6903-3012

(月～金 / 午前9時～午後4時30分)

相談の流れ(一例)

- ① 初回相談
- ② 発達評価(心理相談員による発達検査・グループ活動の参加など)
- ③ 専門相談(心理相談員・言語聴覚士・作業療法士・発達専門医)
- ④ 結果説明・今後の相談(療育機関や関係機関の紹介)

〈わくわくおやこグループ〉

発達が気になる2歳半から4歳の親子のグループです。
グループでの活動を体験してみましょう。

※専門相談やグループ活動の利用は初回相談が必要です。

事業

相談支援事業

療育の利用に必要な
「サービス等利用計画」を作成します。
(未就学児対象)

さまざまな障害についての
知識啓発・普及活動・講演会
学習会の開催

家族支援

- ・ペアレント・トレーニングなどの
家族プログラムの実施
- ・ダウン症家族の会「だるまの会」
などの家族会の開催

地域支援・関係機関
との連携

療育・さくらんぼ

〈集団療育〉要受給者証

〈単独通園〉

保育園・幼稚園に通っていない児対象のクラス

〈親子通園〉 2歳児クラス

〈個別療育〉要受給者証

言語療法および作業療法の専門療育となります。
※他の児童発達支援を利用の方も受けられます。

〈保護者支援事業〉

集いの場、相談の場、学びの場を提供します。

〈保育所等訪問支援〉要受給者証

お子さんが通っている保育園、幼稚園などに訪問し、
集団に適応するための専門的な支援をおこないます。

三つ折り パンフレット②

児童は適切に養育されること、生活を保障し愛され、保護されること、心身の健やかな成長、発達、および自立がはかれること(児童福祉法一条より)がうたわれています。

児童発達支援センターでは、その子ども一人ひとりの成長、発達を理解し、得意なことや、苦手なこともその子どもの特性としてとらえ、保護者の方々と一緒にこれからのことを考えていけたらと思っています。

そして、お子さまの成長をともに喜びたいと思っています。

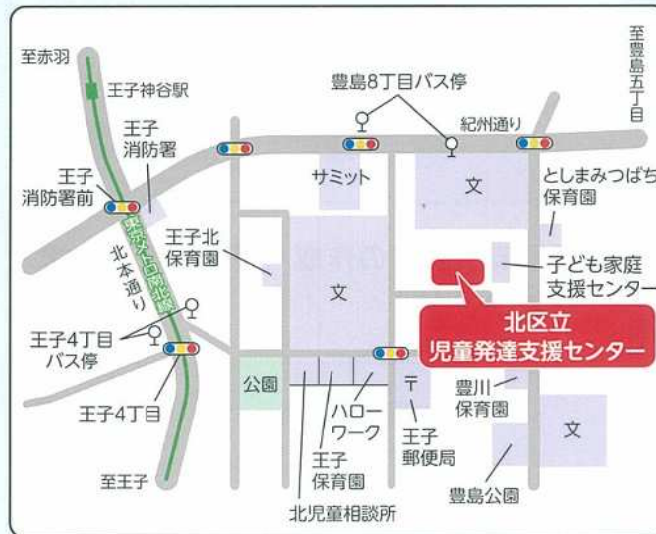
ささいなことでも、ぜひご相談ください。



北区立 児童発達支援センター

- 開館時間** 午前9時～午後5時
- 休館日** 土曜日・日曜日・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)
- 住所** 〒114-0002
東京都北区王子6-7-3

☎ 03-3913-8841 (代表)
FAX 03-3912-3016



交通アクセス

- 電車** 王子神谷駅下車(南北線) 徒歩10分
王子駅下車(JR/都電/南北線) 徒歩20分
- バス** 豊島8丁目下車(都営) 徒歩5分
王子4丁目下車(都営) 徒歩10分

北区立 児童発達支援センター

保育所等訪問支援



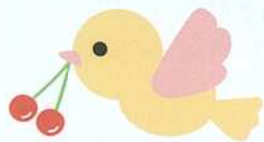
保育所等訪問支援事業について

- 保育所等(保育所、幼稚園、こども園)を利用する、配慮を必要とするお子さんが、安心して集団生活を送れるように、訪問支援員が保育所等を訪問し、お子さんへの専門的な支援と訪問先職員への助言をおこないます。
- 療育等の経験を持つ専門職員又は心理相談員、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)が訪問し支援します。

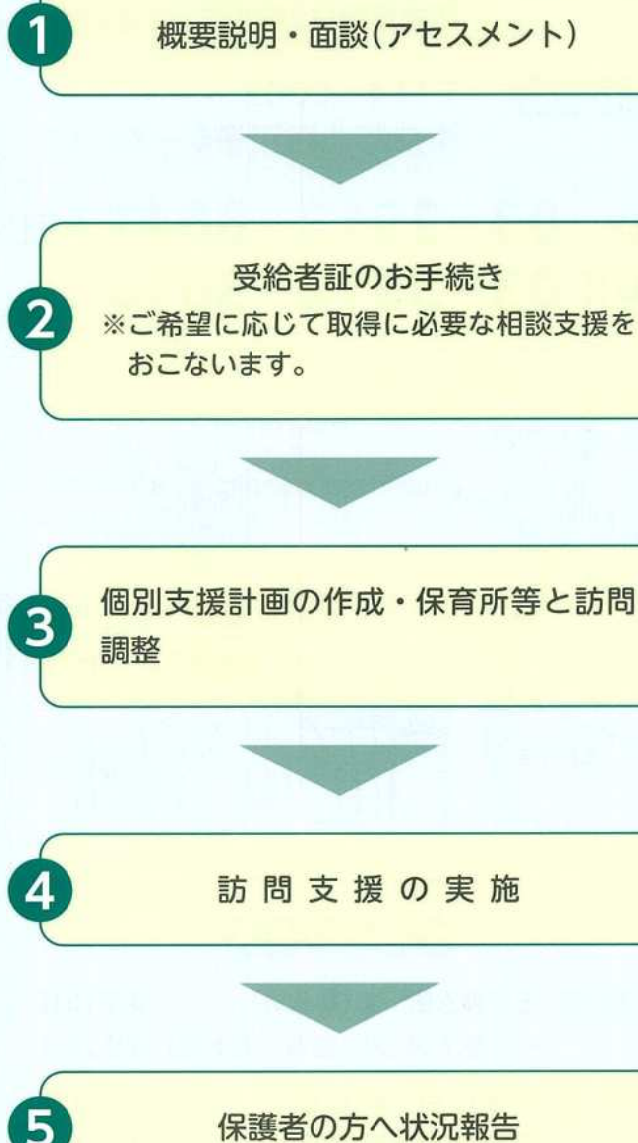
※利用には**受給者証**が必要です。

対象 北区に居住し、保育園、幼稚園、こども園等に通う、発達に心配のあるお子さんや集団場面で配慮の必要なお子さん。

料金 法定の利用料がかかります。ただし満3歳になって初めての4月1日から3年間は無料となります。



利用の流れ



利用の一例

◆ 10時～12時 ◆

保育園、幼稚園などの集団場面に訪問支援員が入ります。

観察や直接お子さんへの支援を集団場面に支障のないようおこないます。

◆ 12時～13時 ◆

保護者の方や園の先生への助言をおこないます。

保護者の方の都合がつかない場合は、ご相談ください。

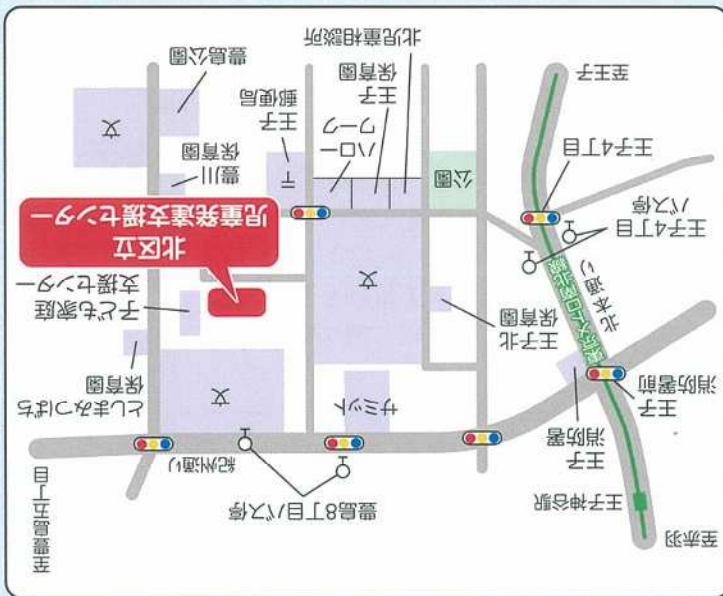
注意事項

- 他の児童発達支援と同日に利用することはできません。
- 頻度、期間などは相談の上、調整していきます。
- 受給者証交付にあたりサービス等利用計画の作成が必要になります。

療育・さくらんぼでは

- 集団生活へ適応できるよう支援をします。
- 子ども一人ひとりの特性を理解し発達支援をおこないます。
- 地域における発達支援機関として、専門的な知識技術に基づく支援をします。

療育・さくらんぼを利用するには？



交通アクセス

電車：王子神谷駅下車(南北線) 徒歩10分
王子駅下車(JR/都電/南北線) 徒歩20分
バス：豊島8丁目下車(都営) 徒歩5分
王子4丁目下車(都営) 徒歩10分

開館時間 午前9時～午後5時
休館日 土曜日・日曜日・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)
住所 〒114-0002 東京都北区王子6-7-3 (子ども家庭支援センター隣)
電話 03-3913-8841(代表)
FAX 03-3912-3016

北区立 児童発達支援センター 療育・さくらんぼ

※三つ折りのため、この部分のみ上下がさかさまです

北区立 児童発達支援センター
療育・さくらんぼ



北区立 児童発達支援センターでは、さまざまな障害のある子どもと家族の方へ身近な地域で適切な支援を提供します。

一人ひとりの特性を理解し、 対応方法等いっしょに考えていきましょう!



▲2歳児クラスの療育



▲ムーブメント

療育形態

	クラス	通園形態	通園日	療育時間	備考
集団療育 ※1	いちご組 (2歳児)	親子通園	週2日 火・木通園 水・金通園	9:45~ 11:45	・幼稚園・保育園等の併用可 ・ムーブメント(月1回予定)
	みかん組 (3・4・5歳児)	単独通園	月~金 毎日通園	9:45~ 13:45 ※2	・幼稚園・保育園・他事業所の併用不可 ・ムーブメント(月2回予定)
個別療育	ST(言語療法) OT(作業療法)	親子通園	月~金	1回40分	・他の児童発達支援を利用していても利用可

※1 集団療育では送迎バスがありますが、利用に制限があります。 ※2 給食があります。

●2歳児クラス在籍中は利用料がかかります。



▲作業療法(OT)



▲言語療法(ST)

保護者支援事業

※さくらんぼの療育を利用している家族の方が対象となります。

集いの場

保護者同士の『しゃべり場』です。

相談の場

保護者の希望に沿って職員が相談に応じます。

学びの場

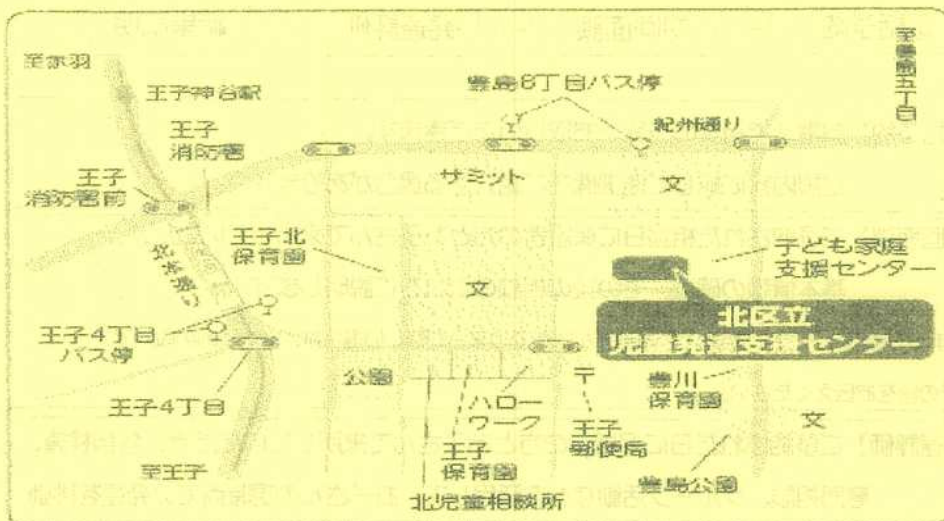
発達専門医や言語聴覚士・作業療法士による講演を提供します。

保育所等訪問支援

- お子さんが通っている保育園、幼稚園などに訪問し、集団に適應するための専門的な支援をおこないます。
- ご利用には **受給者証** が必要となります。
- 年間3回程度の利用となります。

【案内図】

2つ折り パンフレット④



【アクセス】

電車：王子神谷駅下車(南北線) 徒歩10分

王子駅下車(JR/都電/南北線) 徒歩20分

バス：豊島8丁目下車(都営) 徒歩 5分

王子4丁目下車(都営) 徒歩10分

※駐輪場・ベビーカー置き場はあります。

駐車場はないため、近くのコインパーキングのご利用をお願いします。

【利用方法】

開館日時：月曜日～金曜日 8:30～17:00 (土日祝日は休館)

対象者：北区在住で、18歳未満のお子さんの発達について相談を希望
するご家族、お子さんご本人

利用料：無料

(令和3年5月)

児童発達支援センター

相談のごあんない



さまざまな障害のある児童と家族の方へ身近な地域で
適切な支援を提供します。

【お問い合わせ】

北区立児童発達支援センター

〒114-0002 北区王子6-7-3 (子ども家庭支援センター隣)

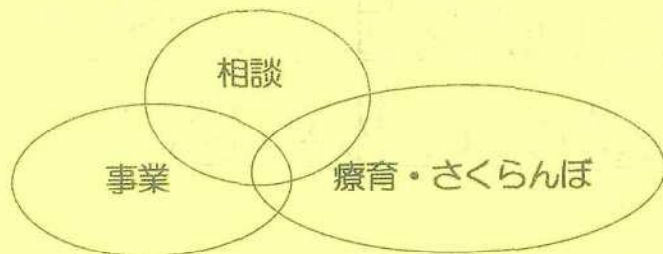
TEL 03-3913-8841

FAX 03-3912-3016

電話相談 03-6903-3012

(電話のみの相談をご希望の方)

【児童発達支援センターの構成】



相談 現時点で、お子さんに発達の遅れや偏りがあるかどうかを明らかにし、個人の特性に合った支援をご提案します。

事業 家族支援や相談支援などの事業を担当します。

家族支援（例）

> だるまの会

ダウン症のお子さんをお持ちの家族の会です。

みんなで集まって不安や悩みを共有したり、情報交換をしています。

※新型コロナウイルス感染症対策として、参加希望の方は当日までに

電話でご連絡ください。

●会場：ホール

●時間：13:30～15:00

●回数：年5回

※日程についてはお問い合わせください。

> ペアレントトレーニング

保護者の方がより適切にお子さんに関わるための方法を学ぶプログラムです。

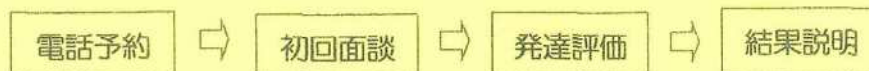
※詳細については北区ニュースやチラシなどでご案内します。

相談支援事業

療育（二児童発達支援事業）の利用に必要な「サービス等利用計画」を作成します（未就学児対象）。

療育・さくらんぼ お子さんの特性に合わせた発達支援を行います。

【相談の流れ】（一例）



【電話予約】 お電話で相談の予約をお取りいただきます。

相談内容に応じて他機関をご紹介する場合があります。

【初回面談】 ご予約された相談日に保護者の方とお子さんで来所していただき、

基本情報の確認、その後の相談の流れをご説明します。

※年齢の高いお子さんの相談で、お子さん同伴での来所が難しい場合は、電話予約の段階でその旨をお伝えください。

【発達評価】 ご予約された日に保護者の方とお子さんで来所していただき、各種検査、

専門相談、グループ活動などを活用して、お子さんの現時点での発達を評価します（複数回にわたることもあります）。

各種専門相談 原則1～2回。

> 言語相談…言葉の遅れや発音についての評価・相談を行います。

> 作業療法相談…運動面や感覚面の発達の評価・相談を行います。

> 専門医相談…発達の専門医による評価・相談を行います。

◎ご都合が悪くなった際には必ず事前にご連絡をお願いいたします。

わくわくおやこグループ

お子さんと保護者の方でグループ活動に参加していただき、集団でのお子さんの様子を拜見します。（最大4回まで参加可能）。

集団（幼稚園や保育園など）に所属していない、おおむね2歳半～4歳までのお子さんが対象です。

【結果説明】 発達評価の結果をご説明し、お子さんの特性に合った支援（療育機関、

教育総合相談センター、病院、心理相談など）をご提案します。

心理相談 お子さんの発達状況の確認や発達を促すための工夫・対応等について、個別相談を行います。（継続相談可）